

## 法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 ( 06-6208-9156 )
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	大阪市立男女共同参画センターにおける入館制限に関する事務
事務の概要	大阪市立男女共同参画センターにおいて、他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者や建物又は附属設備を損傷するおそれがある者などが施設へ入館しようとした時又は入館していた時に、当該施設への入館を断り、又は退館させることができる。
措置の実施基準等	<p><b>1．法令等違反に対する直接的な是正措置について</b></p> <p>1．（1）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者が刃物を振り回すなど他人に危害を加えるおそれがあると認められる場合</li> <li>・入館者が他人に危害を加えるような言動を繰り返す場合</li> <li>・その他、入館者が明らかに法令に違反する行為を行う場合</li> </ul> <p>1．（1）の措置の内容</p> <p>入館を断り又は施設から退館させるとともに、警察への通報を行う。</p> <p>1．（2）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者が他人に危害を及ぼすおそれがある物品を持ち込む場合</li> <li>・入館者が他人に危害を及ぼすおそれがある動物を携行する場合</li> <li>・その他、必ずしも直ちに影響があるわけではないが、入館者が人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を行う場合</li> <li>・入館者が旗ざお等を振り回すなど、建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合</li> </ul> <p>1．（2）の措置の内容</p> <p>行為の中止や是正を求め、改善に応じない場合は、入館を断り又は施設から退館させる。また、必要に応じ警察への通報を行う。</p>
	<p><b>2．法令等違反に対する間接的な是正措置について</b></p> <p>2．（1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>該当する是正措置なし</p>
根拠法令等 及び条項	大阪市男女共同参画センター条例 第10条
備考	